

米国の関税措置に関する総合対策本部の設置について

令和 7 年 4 月 8 日
閣 議 決 定
令和 7 年 4 月 11 日
一 部 改 正

- 1 今般の米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に、米国の関税措置に関する総合対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本 部 長 内閣総理大臣
副 本 部 長 内閣官房長官、経済再生担当大臣
本 部 員 他の全ての国務大臣
- 3 今般の米国の関税措置に関する総合的な対応に関する方針の検討等を行うため、米国の関税措置に関する総合対策タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。タスクフォースの構成員は、本部長の指名する者とする。
- 4 本部及びタスクフォースの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房米国の関税措置に関する総合対策本部事務局において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。